

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年12月15日（平成29年（独情）諮問第82号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独情）答申第79号）

事件名：研究不正疑義の告発に関する本調査委員会議事録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「研究不正疑義の告発に関する本調査委員会議事録（第1回～第12回）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年6月20日付け総法文6号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同年12月13日付け総法文6号による一部開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

処分1で議事内容の大半が黒塗りされ非公開となった処分を取り消すことを求める。

イ 審査請求の理由

（ア）審査請求人は、平成29年4月27日東北大学に対して法に基づき、東北大学前総長らの研究不正疑惑の告発に関する調査委員会の議事録の情報公開請求をした。

（イ）これに対し、東北大学は、同年6月20日、計12回に及ぶ会議の開催日時や場所など以外の、具体的な議事内容がわかる部分はすべてを黒塗りにした書類を公開するにとどめた。

（ウ）しかし、研究不正疑惑を否定した委員会の決定に対しては、東北大学を含む全国の研究者ら270人が再調査を求めているなど、強

い批判がある（別紙参照）。委員会で具体的に何が話し合われたかを明らかにすることには、「公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがある」とする不開示理由を上回る、強い公益性がある。

（エ）以上から、処分1の取消しを求めて審査請求におよんだ。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

ア 概要

東北大学の研究不正疑惑の告発に関する調査委員会議事録の不開示決定の維持を求める同大学の諮問は不当であり、全面的な開示を求める。

イ 理由

同大学は諮問において、議事録を公にするべきでない理由として、以下の三つを挙げる。

- ① 今後同様の調査が必要となった場合に正確な事実の把握を困難とする恐れが生ずる。
- ② 特定の個人の権利利益を害する恐れがある。
- ③ 委員会での率直な意見の交換や具体的な事項にかかる発言を躊躇する等の事態を招く。

以下、個別に反対理由を説明する。

- ① 不正は事案ごとに内容や性質が異なるため、正確な事実の把握が困難になるとの懸念は当たらない。「何が不正に当たるのか」といった考え方などは公開することで不正の防止につながる情報で、これらを不開示の理由とすることは調査の正当性に新たな疑念を抱かせるだけでなく、研究機関として不正に真摯に対応できているのか、その姿勢を問われかねない。
- ② 発言者が特定されないのであれば、委員の意見等が公表されたとしても素直な意見を控えるとは到底考えられない。
- ③ 開示することによって、意思決定の中立性や独立性が不当に損なわれるなどと主張するのであれば、発言者が特定されないにもかかわらず、素直な意見を述べるできないような調査委員を選任することを前提としており、専門家としての各調査委員を愚弄するのみならず、調査委員会の適正さそのものに疑義を生じさせる主張と言わざるを得ない。

これらの理由は、国立大学法人東京大学の「平成26年度科学研究行動規範委員会資料等の一部開示に関する件」に関し、審査請求人から指摘された通りである。貴委員会はこの主張を受け、不開示とした東京大学の決定を取り消すべきと答申している（別添資料）。

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年5月9日付けで、審査請求人から、本件対象文書の開示請求があり、本学では、学内の審査に時間を要したため、平成29年6月8日付けで法人文書開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成29年6月22日に延長した。

本件開示請求については、個人に関する情報である法5条1号及び審議、検討又は協議に関する情報である法5条3号並びに事務又は事業に関する情報である法5条4号に該当する不開示情報が記載されているため、法6条により部分開示する決定(処分1)を平成29年6月20日付けで行った。

その後、平成29年7月27日付けの審査請求書が提出され、同年8月1日付けでこれを受理した。

2 諮問理由説明

(1) 審査請求の理由

審査請求の理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

本審査請求に係る事案は、本学元教員を被告発者とする顕名の告発に係り、平成28年12月16日に公表した「研究不正疑義の告発に関する調査報告」の調査委員会議事録の開示を求められているものである。

これに対し、本学では、第1回から第12回の「研究不正疑義の告発に関する本調査委員会議事録」を特定し、「議題及び発言内容」を法5条1号に規定する個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、また、これを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められない情報であり、法5条4号に規定する事務又は事業の情報並びに法5条3号に規定する審議、検討又は協議に関する情報であり、内容を公にすることにより、仮に今後同様の調査等が行われた場合において、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、調査等に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため不開示とした。

審査請求を受け、不開示部分について改めて検討した結果、「議題」の一部については開示することとし、それ以外の「議題」及び「発言内容」の全ては引き続き不開示とする決定(処分2)を行った。

当該委員会では研究不正疑義の告発に係る調査を行うために設置されたものであるため、不開示とする「議題」の一部及び「発言内容」は、調査委員会における具体的な審議の過程が記載されたものであり、調査の

過程が明らかとなる内容が含まれるため、公にすると、今後同様の調査委員会が調査を行う際に、どの段階でどのような審議を行ったか等、調査の観点や手法等が明らかになり正確な事実の把握を困難とするおそれが生じることが予測される。また、委員の個別の発言等を含めたこれらの情報を公にすることにより、今後、同様の委員会において、委員が調査対象者との関わりへの影響や外部からの圧力等を考慮するようになり、委員の選任が難航するようになることが予測される。さらに、委員会において忌憚のない意見を相互に述べることにより審議を重ねて結論を導くべきところ、率直な意見の交換や具体的な事項に係る発言を躊躇する等の事態を招き、調査委員会による調査事務の適正な遂行に支障を生じることがあるため、全体として法5条4号に規定する事務又は事業の情報に該当する。また、委員や被告発者の「発言内容」は、法5条1号に規定する個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、これを公にすることを定めた法令等は存在せず慣行も認められない情報である。さらに、全体として委員や被告発者の発言内容を文字起こししたものが記載されているため、これを公にすると、今後同様の調査委員会が調査を行う際にも委員の発言や意見等が公表されることが前提となり、率直な意見の交換や発言を躊躇する等の事態を招くおそれが生じ、委員会の審議が形骸化するおそれがあるため、法5条3号に規定する審議、検討又は協議に関する情報にも該当する。なお、議事内容は委員の発言と一体となっているため切り離すことが困難なため、議事内容は一括して不開示とするものである。

また、審査請求人は公益性について主張しているが、開示することにより上記の不開示理由を上回る強い公益性があるとはいえない。

以上の理由により不開示とした本学の決定は妥当なものと考え、原処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月15日 | 審議 |
| ④ | 同月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年3月5日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「研究不正疑義の告発に関する調査報告」の調査委員会（以下「調査委員会」という。）の議事録の開示を求めるものであり、

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とする処分1を行い、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、処分1の取消しを求めるところ、処分庁は、不開示部分の一部を開示する処分2を行った。

審査請求人は、処分2の後も審査請求を取り下げおらず、本件審査請求は、本件対象文書の全部開示を求めるものとして継続していると解される。諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、不開示とした「議題」の一部及び「発言内容」は、調査委員会における具体的な審議の過程が記載されたものであり、調査の過程が明らかとなる内容が含まれるため、公にすると、今後同様の調査委員会が調査を行う際に、どの段階でどのような審議を行ったか等、調査の観点や手法等が明らかになり正確な事実の把握を困難とするおそれが生じることが予測される旨説明する。そして、文字起こししたものが記載されている委員の個別の発言等を含めた当該情報を公にすることにより、今後、同様の委員会において、委員が調査対象者との関わりへの影響や外部からの圧力等を考慮するようになり、委員の選任が難航するようになることが予測され、さらに、委員会において忌憚のない意見を相互に述べることにより審議を重ねて結論を導くべきところ、率直な意見の交換や具体的な事項に係る発言をちゅうちょする等の事態を招き、調査委員会による調査事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがある旨説明する。

(2) 本件対象文書を見分すると、全体で1,350ページに及ぶ調査委員会の議事録であって（資料等は含まれていない。）、いずれの不開示部分も、調査委員会による研究不正疑義の告発に関する調査、調査報告書の作成等の過程における審議、検討等に係る具体的かつ詳細な情報が記載されたものであることが認められ、本件の研究不正疑義告発事案に係る諸経緯、本件対象文書の内容等に鑑みれば、不開示部分を公にすることにより研究不正疑義の告発に係る調査事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、不開示部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示を求めていると解されるが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、

公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条4号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司